

第 1 号

2 月 8 日

## 令和6年第1回菊池広域連合議会定例会会議録

日 時 令和6年2月8日(木)  
午後 2時57分  
場 所 菊池広域連合議会議場

### 1. 議事日程(第1号)

- |       |       |  |
|-------|-------|--|
| 日程第 1 |       | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第 2 |       | 会期の決定について  |
| 日程第 3 |       | 一般質問   |
| 日程第 4 | 議案第1号 | 菊池広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br>上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 5 | 議案第2号 | 菊池広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br>上程・説明・質疑・討論・採決          |
| 日程第 6 | 議案第3号 | 菊池広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br>上程・説明・質疑・討論・採決         |
| 日程第 7 | 議案第4号 | 菊池広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定について<br>上程・説明・質疑・討論・採決                   |
| 日程第 8 | 議案第5号 | 令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算(第5号)について<br>上程・説明・質疑・討論・採決                   |
| 日程第 9 | 議案第6号 | 令和5年度菊池広域連合土地取得特別会計補正予算(第1号)について<br>上程・説明・質疑・討論・採決               |
| 日程第10 | 議案第7号 | 令和6年度菊池広域連合一般会計予算について<br>上程・説明・質疑                                |
| 日程第11 | 議案第8号 | 令和6年度菊池広域連合土地取得特別会計予算について<br>上程・説明・質疑                            |
| 日程第12 |       | 委員会付託  |
| 日程第13 |       | 休会の決議  |

2. 出席議員（23名）

1番	荒木崇之	2番	工藤圭一郎
3番	泉田栄一朗	4番	山瀬義也
5番	平直樹	6番	水上隆光
7番	永清和寛	8番	坂本武人
9番	吉永健司	10番	青山隆幸
11番	後藤修一	12番	大村裕一郎
13番	三宮美香	14番	豊瀬和久
16番	坂本典光	17番	鬼塚洋
18番	中岡敏博	19番	岩下和高
20番	馬場功世	21番	坂本秀則
22番	福島知雄	23番	澤田雄二
24番	桐原則雄		

3. 欠席議員（1名）

15番 津田桂伸

4. 説明のため出席した者の職氏名（15名）

広域連合長	荒木義行	事務局長	飯開輝久雄
副広域連合長	江頭実	総務課長	坂本経臣
副広域連合長	金田英樹	福祉課長	清本建
副広域連合長	吉本孝寿	環境衛生課長	吉田伸二
		環境施設課長	森淑晃
		総務課総務係長	谷川友朗
		消防本部消防長	狩野俊隆
		消防本部総務課長	藤川哲郎
		消防本部警防課長	稲倉孝
		消防本部予防課長	河野眞一郎
		消防本部通信指令課長	三木正昭

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

書記長	飯開輝久雄	書記	松原秀一
書記	新永崇博	書記	古田弘毅

書 記 大久保 正 尚

開会 午後2時57分

-----○-----

- 議長（桐原則雄） 皆様ご起立お願いします。こんにちは。ご着席ください。  
ただいまから、令和6年第1回菊池広域連合議会定例会を開会します。  
なお、15番、津田桂伸議員から欠席の申し出がっておりますので報告します。  
早速、お手元に配付しております議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（桐原則雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、菊池広域連合議会会議規則第116条の規定により、20番、馬場功世議員、23番、澤田雄二議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定について

- 議長（桐原則雄） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。  
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から3月25日までの47日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から3月25日までの47日間と決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 一般質問

- 議長（桐原則雄） 次に、日程第3、一般質問を行います。質問の通告がっておりますので、これより質問を許します。

なお、申し合わせにより、一般質問は一人一件につき3回または60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。

荒木崇之議員。

- 1番（荒木崇之議員） こんにちは。議席番号1番、菊池市議会の荒木崇之です。通告に従いまして一般質問を行います。今回は、火災で解体した建物ごみの搬入についてであります。

令和4年1月5日に、私の実家が火災を起こしてしまい、全焼となりました。その際におきましては、消防本部の皆さんには大変ご迷惑をおかけいたしましたし、

その後の罹災証明の発行についてもスムーズに行っていただき、本当にありがとうございました。今現在、実家はおかげさまで新しく家を建て、母が暮らしておりますが、火災後の建屋解体の際に大変苦勞をいたしました。解体時に発生するごみは大きく分けて7種類あります。一部焼けた木くず、瓦、焼却灰、家電、家財、廃プラ、コンクリートなどであります。解体にあたり西消防署から罹災証明を発行してもらいまして、焼却灰の検体採取後、ダイオキシンなどの有害物質が含まれていないことの証明をもらった上で、菊池市役所の環境課に先ほど述べました7種類の品目について、解体を依頼した業者の方からクリーンの森合志で処理可能かを尋ねてもらったところ、直接クリーンの森合志に問い合わせしてくれとのことでしたので、問い合わせましたが、火災廃棄物は全て持ち込み不可とのことでありました。菊池保健所にも同様の問い合わせをしましたが、民間業者で処分してくださいとの回答でした。民間処理施設を解体業者に探してもらいましたが、県内では受け入れするところがなく、県外の最終処分場に運搬してもらうことで何とか処理してもらいました。処理費は1トン当たり5万円プラス県外運搬費でしたので、解体費用と火災廃棄物の処理料で約800万円と、なかなかいいお値段でありました。解体費は恐らく200万円ぐらいでしたので、その後の処理料が大分かかりました。

そのことを踏まえてお尋ねしますが、クリーンの森合志の前のごみ処理施設、旧杉水処分場では、火災廃棄物を受け入れていたと記憶しておりますが、新工場のクリーンの森合志での火災廃棄物を受け入れができるのか、できないのか。できないとするなら、その理由は何なのかをお尋ねいたします。

○議長（桐原則雄） 飯開事務局長。

○事務局長（飯開輝久雄） それではお答えいたします。

大津町にある旧杉水埋立処分場がございますけれども、そちらには残余容量がございます。平成17年以前は、火災により発生した解体ごみ、それから災害による災害ごみについて受け入れを行っておりました。しかし、構成2市2町にも甚大な被害をもたらした平成16年に発生しました台風16号で、多量の災害ごみを受け入れまして、同処分場は埋め立てを完了しております。

楽善最終処分場及びクリーンの森合志最終処分場に埋め立てるものは、焼却施設から発生する焼却残渣、及び環境美化センターから発生する不燃性残渣としまして、地域住民との間で協定等を締結しているところから、火災等よる建物のごみにつきましては、構成市町で対応を行っているところでございます。

火災現場から出るごみのうち、燃え残りなどの火災ごみにつきましては一般廃棄物となりますので、自力解体・撤去等の場合であれば、環境工場等の設置及び管理運営に関する条例第6条に規定する、家屋解体及び改造等に関わる廃材類、耐火ボ

ード、断熱材、がれき類等の環境工場等へ搬入を禁止する適正処理困難ごみを除きまして、通常、環境工場等で受け入れているような分別基準に基づきまして、分別された廃棄物のうち、可燃物はクリーンの森合志に、不燃物は環境美化センターに搬入するという対応しているところでございます。

しかし、火災ごみを建設業許可業者や解体工事登録業者が撤去解体した場合には、用途にかかわらず元請け業者を排出責任者とする産業廃棄物になるため、環境工場等へは搬入できないということになりますので、こちらにつきましては、法令に従いながら適切に処分を行っているというところでございます。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 荒木崇之議員。

○1番（荒木崇之議員） それでは再質問させていただきます。

クリーンの森合志での火災廃棄物の受け入れについては、地元住民との協定等の関係で、クリーンの森合志最終処分場への受け入れができないことは理解しました。また、解体はほとんど自分でされず、解体業者に依頼すると思いますが、解体業者が入ることで産廃ごみ扱いとなり、取り扱いができないとのことであります。焼却することについてはですね、ストーカ炉方式であろうが、流動床式だろうが、熔融炉方式だろうが、要は焼いて灰にするのは同じなので、技術的にはできるというふうに焼却はできると考えます。私なりに近隣の自治体及び広域でごみ処理を行っているところに、火災廃棄物の受け入れが可能かお聞きいたしました。熊本市は、受け入れを行っているとのことでした。しかも罹災証明と火事現場の写真を付けて解体業者が申請すると、処分費用を無料にしているとのことでもあります。焼却灰やがれきなどは、埋め立て処理するために扇田環境センターに、破砕機などで処理できるサイズ以内の半焼木材や家財道具は、東部もしくは西部環境センターで焼却処分、建物基礎など外構で燃えないものだけを民間で処理するとのことでもあります。山鹿市は、市単独で山鹿環境センターを持ってまして、先ほど述べました熊本市と同様の条件と手続きで、火災廃棄物の搬入をしているとのことでもあります。減免処理も行っているとのことです。有明広域行政事務組合構成自治体は、玉名市、荒尾市を含め2市4町ですが、こちらは東部環境センターと長洲町にありますクリーンパークファイブのいずれの処理施設で、熊本市、山鹿市と同様に受け入れているとのことでもあります。減免処理もあります。宇城広域連合、宇土市・宇城市・美里町では、宇城クリーンセンターにて火災廃棄物を受け入れており、減免も行っているとのことです。最後に、阿蘇広域行政事務組合では、基本、燃えたものの搬入は許可しておらず、これはうちと同じであります。燃えていない皿だとか家財、家具は受け入れていて、それについては減免しているとのことでもあります。

以上のことから、2点について検討をお願いしたいと考えます。1点目、罹災証明やダイオキシン分析書類などで条件が整えば、解体業者へ委託した場合においても焼却が可能な火災廃棄物の受け入れをすることはできないでしょうか。2点目、被害者のためにも、廃棄物処理手数料を減免申請にて無料にすることは可能でしょうか。以上2点について、ご検討お願いいたします。

○議長（桐原則雄） 森環境施設課長。

○環境施設課長（森 淑晃） お答えいたします。

荒木議員がご自身の経験談を基に、火災後の建屋解体の際に苦慮されたお話をしていただきましたが、火災廃棄物は生活環境保全上、可能な限り早期の対応が必要であるというふうに理解しているところでございます。

しかし、焼け焦げていることから可燃物、不燃物、リサイクルが可能なものなど分別が困難であったり、放水や消火剤等の影響により、燃えにくい状態であることから、焼却処理におきましては、ほかのごみとの混合や、助燃剤の使用等により安定燃焼を維持することが必要となってまいりますので、現在受け入れている火災ごみをどれだけ拡大できるのか、施設への搬入条件や一般廃棄物収集運搬業の許可など、課題等を整理いたしまして、構成市町の環境担当課と協議を行いたいというふうに思います。

また、処分料の減免につきましても、被災に遭われた方の負担軽減のため、手続き等に関する課題を整理いたしまして、併せて構成市町の環境担当課と協議を行いたいと思います。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 荒木崇之議員。

○1番（荒木崇之議員） 3回目ですので、これで終わりになりますけど、最後にですね、令和3年から令和5年度に菊池広域連合消防本部管内において発生した一般建物火災は、令和3年が31件、令和4年が28件、令和5年が27件と、大体1カ月に2件以上起きていることとなります。人口増加で集合住宅や戸建てが増えている合志市、大津町、菊陽町では、新しい住宅とはいえ火事が起こらないとは言えず、件数が増えると火事が起こる確率は増えると考えます。菊池も人口は減っていますが戸数は増えています。要は、空き家が増えているということであります。ある村では、建物火災がありました。家主が別の自治体に居住していたため、火災保険未加入であったということで、解体業者との金額の折り合いがつかず、10年間火災家屋が放置されて、平成28年の熊本地震により全壊家屋に指定されたため、ようやく解体されたという事例もあります。また、令和4年10月に火災保険が改定され大幅な値上げがあっっていて、地域によって違いますが、熊本県では10%以上



の値上げとなっております。それによって火災保険未加入の家屋が増えているということでもあります。検討するということでもありましたけれども、輪島市のようにですね、大規模に火災が発生した場合、どうするのかというのをまた考えなければいけませんし、安易に受け入れるというのも大変難しい問題だというふうには考えますけれども、火事にあたって解体もできず、次の家も建てれないとなると被害者も大変ですが、焼け残った建物が放置された近所の方も迷惑な話だと思います。被害者負担軽減のためにもですね、また景観上のためにも、その土地の再開発のためにも焼却ができる火災廃棄物の受け入れについて、早急にご検討いただくことをお願いして、一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（桐原則雄） これで、荒木崇之議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は終了しました。

-----○-----

日程第4 議案第1号 菊池広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第4、議案第1号、菊池広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 議案第1号、菊池広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

お手元の議案書1ページをお開きください。

今回の改正は、地方自治法の改正により会計年度任用職員の勤勉手当の支給が明記されたことに伴い、当連合においての会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正をお願いするものです。

議案書の3ページをお開きください。

改正条例の内容は、第3条及び第15条の2並びに4ページの第24条の2におきまして、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について改正するものです。

これが本議案を提出する理由でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第2号 菊池広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第5、議案第2号、菊池広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 議案第2号、菊池広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

お手元の議案書5ページをお開きください。

今回の改正は、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、本連合の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものです。

議案書7ページをお開きください。

第7条第2項において、会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象から除いていた条文を削除し、会計年度任用職員も支給対象とするとともに、併せて、その他必要な条項を改正するものであります。

これが本議案を提出する理由でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします

○議 長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第3号 菊池広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第6、議案第3号、菊池広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 議案第3号、菊池広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

お手元の議案書9ページをご覧ください。

今回の改正は、近隣消防本部の特殊勤務手当の支給状況を踏まえて必要な手当の種類を追加するとともに、現行の手当について金額の見直しを行い、出勤件数が増加の一途である本連合の働き方改革を推進し、消防への就職希望者に対して魅力ある職場環境を整えるものです。

議案書11ページをお開きください。

主な改正は、第2条において、これまでなかった潜水手当、高所作業手当、救急救命士特定行為手当を加え、12ページの第4条において手当の額を定めるものです。

これが本議案を提出する理由でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第4号 菊池広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第7、議案第4号、菊池広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 議案第4号、菊池広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

お手元の議案書13ページをお開きください。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、本連合の手数料条例の一部を改正する条例を制定するものです。

議案書15ページをお開きください。

主な改正は、別表において、規程に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の手数料の額を、危険物の貯蔵最大数量の段階に応じてそれぞれ改正するものです。

これが本議案を提出する理由でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議 長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第8 議案第5号 令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第5号）について**

○議長（桐原則雄） 次に、日程第8、議案第5号、令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 議案第5号、令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第5号）についてをご説明いたします。

議案書21ページをお開きください。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,625万5,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ43億8,923万5,000円とするものです。

第2条の地方債の変更は、24ページをお開きください。第2表地方債補正によります。

26ページをお開きください。

歳入の主なものとしましては、款6繰入金、補正前の額3億239万8,000円を補正額1億74万4,000円の減額とし、款9連合債、補正前の額2億6,640万円を補正額6,080万円の減額とするものです。

27ページをご覧ください。

歳出の主なものにつきましては、款4衛生費、補正前の額16億2,871万3,000円を補正額3,039万2,000円の減額、款5消防費、補正前の額20億4,016万2,000円を補正額6,479万7,000円の減額とするものです。減額の主な理由は、入札残など業務執行実績によるものです。

以上、議案第5号、令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第5号）についての説明といたします。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。議案の説明といたします。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第6号 令和5年度菊池広域連合土地取得特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第9、議案第6号、令和5年度菊池広域連合土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 議案第6号、令和5年度菊池広域連合土地取得特別会計補正予算（第1号）についてをご説明申し上げます。

議案書の59ページをお開きください。

第1条において歳入予算の補正を、第2条において繰越明許費を、第3条におきまして地方債の補正を定めております。

60ページをお開きください。

歳入予算の補正は、第1表歳入予算補正によります。款2繰入金を50万円増額し、款4連合債を50万円減額するものです。補正増減同額のため、歳入補正額の合計額は0円です。

61ページをお開きください。

繰越明許費は、第2表繰越明許費によります。款1諸支出金、金額1億2,380万円です。土地の取得が来年度になる見込みとなったことに伴うものです。

62ページをお開きください。

地方債の変更は、第3表地方債補正によります。歳入予算補正を行うことに伴いまして、起債限度額の補正を行うものです。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第7号 令和6年度菊池広域連合一般会計予算について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第10、議案第7号、令和6年度菊池広域連合一般会計予算についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 議案第7号、令和6年度菊池広域連合一般会計予算についてをご説明いたします。

お手元の議案書71ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億9,843万6,000円と定めるものです。

78ページをお開きください。

歳入の主なものとして、款1分担金及び負担金、本年度予算額38億9,508万8,000円、前年度比較額5億5,437万3,000円の増です。

79ページをご覧ください。

歳出の主なものとして、款5消防費、本年度予算額21億8,495万1,000円、前年度比較額1億4,753万9,000円の増です。増額の主な理由は、人件費の増額によるものです。

戻りまして、74ページをお開きください。

第2表債務負担行為につきましては、南消防署に配備する、災害対応特殊はしご付き消防自動車整備事業に係る債務負担を設定するものです。

75ページをご覧ください。

第3表地方債につきましては、起債の目的の主なものは、消防救急デジタル無線整備事業です。限度額の総額として3億4,970万円としております。

なお、予算内容の詳細につきましては、事務局長に説明させますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げ、議案の説明といたします。

○議長（桐原則雄） 飯開事務局長。

○事務局長（飯開輝久雄） それでは、令和6年度菊池広域連合一般会計予算についてご説明いたします。議案書、議案第7号の78ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書（総括）によりご説明をいたしますので、よろしくお願ひします。

まず、歳入でございます。

款1分担金及び負担金、本年度予算額38億9,508万8,000円、前年度比較5億5,437万3,000円の増となっております。こちらは、クリーンの森合志の元金償還及び人件費等による増が主な要因でございます。

款2使用料及び手数料、本年度予算額2億4,304万9,000円、985万円の減となっております。ごみ処分手数料等の減が主な要因となっております。

款4県支出金208万円、580万4,000円の減となっております。消防費県負担金について、消防学校の派遣が終了したことによる減が主な要因となっております。

款5財産収入11万9,000円、83万1,000円の減となっております。公用車の売却予定がないことによる減が主な要因となっております。

款6繰入金1億8,833万1,000円、1億727万3,000円の減となっております。それぞれの事業費への財政調整基金からの繰入金の減が主な要因となっております。

款7繰越金5,507万5,000円、6,238万円の減となっております。こちらは組合分の剰余金の減が主な要因となっております。

款8諸収入1億6,686万6,000円、3,179万5,000円の減となっております。売電と鉄くず等の収入見込みによる減が主な要因となっております。

款9連合債3億4,970万円、8,330万円の増となっております。環境美化センターや消防本部事務事業の借入れの増が主な要因となっております。

以上で歳入を終わりました、次に歳出についてご説明いたします。79ページをお願いいたします。

款1議会費、本年度予算額300万3,000円、330万3,000円の減となっております。隔年実施として令和6年度は実施しない視察研修に係る費用弁償の減が主な要因となっております。

款2総務費1億608万8,000円、1,553万8,000円の増となっております。個人情報安全管理措置対応業務、ネットワーク整備業務委託の増が主な要因となっております。

款3民生費6,513万6,000円、53万8,000円の減となっております。こちらは人件費の減が主な要因となっております。



款4衛生費16億5,685万3,000円、2,830万5,000円の増となっております。環境美化センターの屋根の防水工事の増が主な要因となっております。

款5消防費21億8,495万1,000円、1億4,753万9,000円の増となっております。人件費等の増が主な要因となっております。

款6公債費8億6,040万5,000円、2億3,219万9,000円の増となっております。償還金元金及び利子が主な要因となっております。

款7予備費2,200万円、比較は0となっております。

以上が、令和6年度菊池広域連合一般会計予算の概要でございます。

この後、付託予定の各常任委員会での審議の際、各担当課から詳細な説明をさせていただきますので、ご議論のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

#### 日程第11 議案第8号 令和6年度菊池広域連合土地取得特別会計予算について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第11、議案第8号、令和6年度菊池広域連合土地取得特別会計予算についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 議案第8号、令和6年度菊池広域連合土地取得特別会計予算についてをご説明申し上げます。

議案書の151ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ85万4,000円と定めるものです。

152ページ、153ページをお開きください。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、第1表歳入歳出予算によります。

歳入款2繰入金、歳出款1諸支出金の合計85万4,000円は、起債の利子を計上しております。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

### 日程第 1 2 委員会付託

- 議 長（桐原則雄） これから日程第 1 2、委員会付託についてをお諮りします。  
議題となっております、議案第 7 号及び議案第 8 号は、議会運営委員会で決定しましたとおり、それぞれの所管委員会に付託したいと思います。  
これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 7 号及び議案第 8 号は、それぞれの所管委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

### 日程第 1 3 休会の決議

- 議 長（桐原則雄） 次に、日程第 1 3、休会の決議を議題とします。  
お諮りします。  
関係市町の議会開催のため、明日 2 月 9 日から 3 月 2 4 日までの 4 5 日間、休会にしたいと思います。  
これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。  
したがって、2 月 9 日から 3 月 2 4 日までの 4 5 日間、休会とすることに決定しました。  
最後にお諮りします。  
本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、菊池広域連合議会会議規則第 4 5 条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。  
お諮りしたとおりに決定しました。  
これで、本日の日程は全て終了しました。  
お知らせします。この後、各委員会を開催し、議案第 7 号及び議案第 8 号の審議を行います。  
なお、次の会議は 3 月 2 5 日、午後 3 時から開きます。  
本日は、これで散会します。  
全員、起立をお願いします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後 3 時 3 3 分

第 2 号

3 月 2 5 日

# 令和6年第1回菊池広域連合議会定例会会議録

日 時 令和6年3月25日(月)  
午後 2 時 2 7 分  
場 所 菊池広域連合議会議場

## 1. 議事日程(第2号)

- 日程第1 議案第7号 常任委員会委員長報告  
質疑・討論・採決
- 日程第2 議案第8号 常任委員会委員長報告  
質疑・討論・採決
- 追加日程第1 議案第9号 菊池広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する  
条例の制定について  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第2 菊池広域連合議会議員定数調査検討特別委員会の設置及  
び委員の選任について  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第3 委員会の閉会中の継続調査について

## 2. 出席議員(23名)

1番 荒木 崇之	2番 工藤 圭一郎
3番 泉田 栄一朗	4番 山瀬 義也
5番 平 直樹	6番 水上 隆光
7番 永清 和寛	8番 坂本 武人
9番 吉永 健司	10番 青山 隆幸
11番 後藤 修一	12番 大村 裕一郎
13番 三宮 美香	14番 豊瀬 和久
16番 坂本 典光	17番 鬼塚 洋
18番 中岡 敏博	19番 岩下 和高
20番 馬場 功世	21番 坂本 秀則
22番 福島 知雄	23番 澤田 雄二
24番 桐原 則雄	

## 3. 欠席議員(1名)

15番 津田桂伸

4. 説明のため出席した者の職氏名（15名）

広域連合長	荒木義行	事務局長	飯開輝久雄
副広域連合長	江頭実	総務課長	坂本経臣
副広域連合長	金田英樹	福祉課長	清本建
副広域連合長	吉本孝寿	環境衛生課長	吉田伸二
		環境施設課長	森淑晃
		総務課総務係長	谷川友朗
		消防本部消防長	狩野俊隆
		消防本部総務課長	藤川哲郎
		消防本部警防課長	稲倉孝
		消防本部予防課長	河野眞一郎
		消防本部通信指令課長	三木正昭

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

書記長	飯開輝久雄	書記	松原秀一
書記	新永崇博	書記	古田弘毅
書記	大久保正尚		

開会 午後2時27分

-----○-----

- 議長（桐原則雄） ご起立をお願いします。皆さん、こんにちは。ご着席ください。  
ただいまから、令和6年第1回菊池広域連合議会定例会を開会します。  
なお、15番、津田桂伸議員から欠席の申し出がっておりますのでご報告します。早速、お手元に配付しております議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

-----○-----

#### 日程第1 議案第7号 常任委員会委員長報告

- 議長（桐原則雄） 日程第1、常任委員会委員長報告を行います。  
各常任委員会に付託審議をお願いいたしました、議案第7号、令和6年度菊池広域連合一般会計予算について、審議の経過及び結果を各常任委員長から報告を求めます。  
まず、はじめに総務厚生常任委員長、三宮美香議員。

- 総務厚生常任委員長（三宮美香） 皆さん、こんにちは。総務厚生常任委員会の報告をいたします。

令和6年第1回菊池広域連合議会定例会で、総務厚生常任委員会に付託されました議案第7号、令和6年度菊池広域連合一般会計予算の所管分について、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第7号、令和6年度菊池広域連合一般会計予算については、質疑といたしましては、財政調整基金繰入金について、消防費分が0円なのはなぜか、という質疑がありました。執行部の答弁として、現在行われている裁判に係る賠償金に対応するため、当初予算は0円としている、とのことでした。

次に、委託料について、個人情報安全管理措置対応業務の内容は、という質疑がありました。執行部の答弁として、法制執務専門の業者から見積書を徴し予算に計上している。法改正に伴い、個人情報関連の取り扱いが厳しくなっているため、職員の研修も含めた委託業務を行う予定である、とのことでした。

次に、福祉課の時間外勤務手当について、夜間に行う介護認定審査会の兼ね合いで支払っているということだが、審査会を業務時間内にできない理由は、という質疑がありました。執行部の答弁として、審査会の開催時間については、以前、日中での開催を検討されたが、医療関係者などの審査委員の方から、日常業務があるため夜間開催がいいとの意見があり、菊池郡市医師会からも要望があっているため、夜間に行っている、とのことでした。

以上、本委員会は審査の結果、議案第7号は、全員一致で本委員会所管分につい

て可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

議員各位におかれましては、委員会決定のとおりご賛同いただきますよう、お願いいたします。

○議長（桐原則雄） 総務厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、環境常任委員長、荒木崇之議員。

○環境常任委員長（荒木崇之） 環境常任委員会委員長報告をいたします。

令和6年第1回菊池広域連合議会定例会で、環境常任委員会に付託されました議案第7号、令和6年度菊池広域連合一般会計予算の所管分について、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

質疑としましては、環境工場においてリチウムイオン電池が原因と思われる火災がよくニュース等で報道されおり、連合においても、ボヤではあるものの火災が発生している。このような火災を防ぐための予算措置は不要か、何か対策を考えているか、という質疑がありました。執行部の答弁として、特に予算計上はしていませんが、搬入された不燃物については、手選別を行う際に特に気を付けて目視確認を行い、発火物の除去に努めている。その他、必要に応じて散水を増やすなどの対応策を講じている、とのことでした。委員会としては、環境工場は止められない施設なので、連合だけではなく各自治体においても、リチウムイオン電池の分別の徹底に努めていただきたい、と要望しました。

次に、クリーンの森合志の陥没に伴う調整池工事について、建設当初の地質調査・設計・施工会社に瑕疵責任は問えないのか、という質疑がありました。執行部の答弁として、調整池を整備するにあたり、地質調査を基に設計を行い、設計に基づき施工しているので弁護士等とも相談等を行ったが、予測不能な事案であり設計や施工に対して瑕疵責任は問えない、とのことでした。

次に、クリーンの森合志では、施設周辺の地域住民と協議書を交わしており、事故あるときは速やかに報告するとなっていると思うが、今回の陥没に対する説明は行ったのか、という質疑がありました。執行部の答弁として、今回の陥没については、協議書に記載のある報告の対象とは考えていないが、次の協議会の場で状況説明を予定している、とのことでした。委員会としては、地域住民の方には、陥没などの事案についても速やかに状況説明をお願いし、必要に応じて協議書の見直しも検討していただきたい旨お願いをいたしました。

以上、本委員会は審査の結果、全員一致で、本委員会所管分について可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

議員各位におかれましては、委員会決定のとおりご賛同いただきますよう、お願いいたします。



○議長（桐原則雄） 環境常任委員長の報告を終わります。

次に、消防常任委員長、永清和寛議員。

○消防常任委員長（永清和寛） 皆さん、こんにちは。消防常任委員長の永清でございます。

令和6年第1回菊池広域連合議会定例会において、消防常任委員会に付託された議案第7号、令和6年度菊池広域連合一般会計予算の所管分について、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、審査の過程で論議された主なものを報告いたします。

委員より、消防費の義務的経費に関連して消防職員の職員数について確認したい、との質疑がありました。これに対し、執行部から、令和6年度については、再任用含め208名で対応する、との答弁がありました。

次に、委員より、はしご車の維持費について質疑がありました。これに対し、執行部から、現在保有している30メートル級のはしご車で、初期導入費用とは別に、車両を維持するための経費が毎年約50万円、そして5年から7年間隔で行うオーバーホールが1回に約4,000万円から4,500万円かかる、との答弁がありました。

次に、委員より、更新後の救急車の処置について質疑がありました。これに対し、執行部から、現在、救急件数が令和4年は約8,900件、令和5年は9,500件を超えたように、急激に増加している救急需要に対応するため、更新後の車両の廃車を先延ばして予備車とし、現在9台で行っている救急対応を10台体制へと変更する、との答弁がありました。

最後に、委員より、無線を含む通信指令システムの将来の見通しについて質疑がありました。これに対し、執行部から、令和2年から県内で一本化の協議が行われていたが、現段階での一本化は難しい状況である。将来的にはまだ見通せていないので、可能な限り部分更新で延命を行い、本部庁舎建設時に本格更新を予定している。ただし、県一本化も視野に入れつつ計画している、との答弁がありました。

以上、本委員会は審査の結果、全員一致で、本委員会所管分について可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

議員各位におかれましては、委員会決定のとおりご賛同いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（桐原則雄） 消防常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第2 議案第8号 常任委員会委員長報告

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第2、常任委員会委員長報告を行います。

総務厚生常任委員会に付託審議をお願いいたしました議案第8号、令和6年度菊池広域連合土地取得特別会計予算について、審議の経過及び結果を総務厚生常任委員長から報告を求めます。

総務厚生常任委員長、三宮美香議員。

○総務厚生常任委員長（三宮美香） 総務厚生常任委員会の報告をいたします。

令和6年第1回菊池広域連合議会定例会で、総務厚生常任委員会に付託されました議案第8号、令和6年度菊池広域連合土地取得特別会計予算について、質疑はありませんでした。

以上、本委員会は審査の結果、議案第8号は、全員一致で本委員会所管分について可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

議員各位におかれましては、委員会決定のとおりご賛同いただきますよう、お願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 総務厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第1 議案第9号 菊池広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（桐原則雄） 次に、追加日程第1、議案第9号、菊池広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 議案第9号、菊池広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

今回の改正は、個人情報保護に関する法律に関して、当連合の事務手続に必要な条文を一部改正するものです。

お手元の追加議案書、3ページをお開きください。

表の左側、改正後の条文をご覧ください。

主な改正は、第2条を「用語」から「定義」に改め、第3条を追加し、「不開示情報」について明記しております。

第4条において、「開示請求に係る手数料」について明記し、第5条に「開示請求の手続」について条を追加し、開示請求書の事項の記載について明記しております。

4ページをお開きください。

第6条「開示決定等の期限」及び第7条「開示決定等の期限の特例」は、文言の整理を行い、条例の一部を改正するものです。

これが本議案を提出する理由でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 追加日程第2 菊池広域連合議会議員定数調査検討特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（桐原則雄） 次に、追加日程第2、菊池広域連合議会議員定数調査検討特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

令和5年4月に菊池環境保全組合との統合を経て、現在の24名体制で議会運営を行っておりますが、令和5年7月の申し合わせにより、令和5年度は本体制で運用し、令和6年度以降に、議員定数を検討することとしております。

つきましては、将来の議員定数等を検討するため、お手元に配付しました名簿の議員を委員として、菊池広域連合議会議員定数調査検討特別委員会を設置し、これに付託して、調査検討が終了するまで調査したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

よって、本件については、8名の議員を委員として構成する菊池広域連合議会議員定数調査検討特別委員会を設置し、これに付託して、調査検討が終了するまで調査することに決定しました。

ここで、8名の議員による正副委員長の互選のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時43分

再開 午後2時44分

-----○-----

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

菊池広域連合議会委員会条例第8条の規定によって、菊池広域連合議会議員定数調査検討特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に水上隆光議員、副委員長に福島知雄議員、以上です。

-----○-----

## 日程第3 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第3、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長から、所管事務調査事項について、お手元に配付してあります閉会中の継続調査申出一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、菊池広域連合議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

お諮りしましたとおり決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。

令和6年第1回菊池広域連合議会定例会を閉会いたします。

全員、ご起立願います。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池広域連合議会議長 桐 原 則 雄

署 名 議 員 馬 場 功 世

署 名 議 員 澤 田 雄 二